5.6.　自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。

　取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。

　電気的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、ＥＥＰＲＯＭ等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。

（新設）

別添134　眠気警報装置の技術基準

（新設）

1.　適用範囲

　この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の11に定める自動車に備える眠気警報装置に適用する。

2.　用語の定義

2.1.　「眠気尺度」とは、眠気の程度を定量化したものをいう。

2.2.　「眠気評定値」とは、眠気尺度を用いて眠気の程度を測った結果得られる具体的な数値・値をいう。

2.3.　「眠気閾値」とは、運転者の眠気の程度に関し、眠気警報装置が運転者に警告を発する眠気の程度を表す眠気評定値をいう。

2.4.　「顔表情評定」とは、第三者による運転者の表情や動作の観察に基づき、眠気の程度を判定する手法をいう。

2.4.1.　「ＯＲＤ（Observer Rating of Drowsiness）評定値」とは、顔表情評定に基づく判定の結果得られる眠気評定値をいう。ＯＲＤ評定値に用いる眠気尺度として、全く眠くなさそうな状態をＤ１、非常に眠そうな状態をＤ５とし、その丁度中間をＤ３とした５段階の等間隔尺度を用いる。（下の表１を参照）

表１　顔表情評定における眠気尺度の定義

ＯＲＤ評定値	状態
Ｄ１	全く眠くなさそう
Ｄ２	やや眠そう
Ｄ３	眠そう
Ｄ４	かなり眠そう
Ｄ５	非常に眠そう